

景品表示法に係る都道府県知事の事務フロー（概要）（本人確認情報利用関係）

	法改正後（平成 26 年 12 月 1 日施行）	法改正前
1 違反の疑いのある者に対する調査	<p>一般からの情報提供・職権による探知等</p> <p>↓</p> <p>①表示の合理的根拠資料の提出要求（改正後第 4 条第 2 項）</p> <p>※提出がない場合は、禁止・制限事項に該当する表示とみなし、次の措置命令の規定を適用。</p> <p>↓</p> <p>②報告徴収・立入検査等（改正後第 9 条第 1 項）</p> <p>※報告をしない、虚偽の報告を行う、立入検査を拒む等に対しては、罰則の適用がある（改正後第 17 条等）</p> <p>↓</p>	<p>一般からの情報提供・職権による探知等</p> <p>↓</p> <p>報告徴収・立入検査等（改正前第 9 条第 2 項）</p> <p>※報告をしない、虚偽の報告を行う、立入検査を拒む等に対しては、罰則の適用がある（改正前第 17 条等）</p> <p>↓</p>
2 違反者に対する措置	<p>事業者に対する措置命令（改正後第 6 条）</p> <p>↓</p>	<p>事業者に対する指示（改正前第 7 条）</p> <p>↓</p>
3 違反者が措置に従わない場合	<p>罰則の適用あり（改正後第 16 条等）</p>	<p>内閣総理大臣への措置請求（改正前第 8 条第 1 項）</p>

※下線を付した事務を行うに当たり、住基ネットを利用する。